	「旧八月報ノブイル将	
個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房総務課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 犯歷番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検 挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10処理部 門、11特異動向、12疾病等、13文字情報	
記録範囲	特異動向又は疾病等を有する被留置者	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房企画課	
個人情報ファイルの利用目的	理し又は通知を受けた相談にることにより、適正な相談業然防止を図るほか、同情報を	びに警察署の相談業務主管課で受関する情報を集約し、共有・活用す務の遂行及び犯罪等による被害の未人身安全関連事案への対応のためにの的確な対応を図ることを目的とす
記録項目	所属する本部係名又は署課名 申出者の氏名、年齢、性別、 係者の氏名、年齢、性別、9 名等、11 措置一連番号、12	3 受理者の氏名、職員番号、所属、 、4 受理窓口区分、5 受理態様、6 職業等、7 申出件名、種別等、8 関 関係者に関する備考、10関係事業所 措置年月日、13措置者の職員番号、 名又は署課名、14措置結果、15引継 、16対応時間
記録範囲	 相談事案に係る受理者、申出	者、関係者及び措置者
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部か	らの報告
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総 (所在地)〒100-8974 東京	務課 都千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報と)「ルタ
個人情報ファイルの名称	警察勲功章・功労章交付ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課
個人情報ファイルの利用目的	警察勲功章・功労章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。
記録項目	1 受章年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 功労概要
記録範囲	警察勲功章・功労章受章者
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 警察庁長官官房総務課
名称及び所在地	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2−1−2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	「旧八月報ノブイル将	
個人情報ファイルの名称	警察功績章交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	警察功績章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受章年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 勤続年 数、7 元職名	
記録範囲	警察功績章受章者(平成14年まで)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(四八IHTKン) I 7V分	
個人情報ファイルの名称	警察協力章交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	警察協力章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。	
記録項目	1受章年月日、2推薦機関、3役職等、4氏名、5年齢、6功労概要	
記録範囲	警察協力章受章者(平成14年まで)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課	
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(ID/CIPTA/) 1/2/A	
個人情報ファイルの名称	賞詞交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	賞詞受賞者を登録し、受賞歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受賞年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 功労概要	
記録範囲	賞詞受賞者(平成14年まで)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課	
	(所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	「旧八月報ノブイル将	
個人情報ファイルの名称	警察功績章交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	警察功績章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受章年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 勤続年数、7 元職名	
記録範囲	警察功績章受章者(平成14年以降)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報ンプールの	
個人情報ファイルの名称	賞詞交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	賞詞受賞者を登録し、受賞歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受賞年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 功労概要	
記録範囲	賞詞受賞者(平成14年以降)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
	(加在地) 100 09/4 宋京都下代田区葭/N房之一 1 — 2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	「旧八月報ノブイル将	
個人情報ファイルの名称	警察功労章交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	警察功労章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受章年月日、2 所属、3 階級等、4 氏名、5 年齢、6 功労概要	
記録範囲	警察功労章受章者	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	警察協力章交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	長官官房人事課	
個人情報ファイルの利用目的	警察協力章受章者を登録し、受章歴を確認するために利用する。	
記録項目	1 受章年月日、2 推薦機関、3 役職等、4 氏名、5 年齢、6 功 労概要、7 協力年数	
記録範囲	警察協力章受章者(平成元年以降)	
記録情報の収集方法	都道府県警察の表彰担当係から提出される功績調書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課	
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2−1−2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

オウム真理教犯罪被害者等ファイル
警察庁
長官官房犯罪被害者等施策推進課
都道府県公安委員会によるオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号。以下「法」という。)第8条第4項に基づく給付金の申請者の負担の軽減に資するために利用する。
1氏名、2生年月日、3住所(記録等に記載のもの又は現住所)、 4オウム真理教に対する破産申立事件における破産債権の届出 の有無及び届出がある場合にはその内容、5労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)その他の法令による給付等に係る記録 に記載された加療期間又は障害等級、6起訴状に記載された被害 者の死亡・傷病の別及び傷病の場合にはその加療期間
法第2条第1項に規定するオウム真理教犯罪被害者等に該当する可能性がある者であって、同項各号に掲げる事件(以下「対象事件」という。)に係る刑事事件の訴訟に関する記録において対象事件の犯罪行為により被害を受けた旨記載されている者、東京地方裁判所平成7年(フ)第3694号、第3714号破産申立事件におけるオウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律(平成10年法律第45号)第2条に規定する国以外の者が届け出た債権のうち対象事件の犯罪行為により生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権の債権者である者及び対象事件の犯罪行為による被害について労働者災害補償保険法その他の法令による給付等を受けた者
公務所(法務省、厚生労働省、警視庁等)及び破産管財人等から 法第9条第1項に基づいて収集
含む
都道府県公安委員会
(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

	「旧八月報ノブイル海	
個人情報ファイルの名称	二輪車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	二輪車に係る犯罪の予防及び盗品等の早期発見・被害回復に資す るために利用する。	
記録項目	1 防犯登録番号、2 登録車両番号、3 車台番号、4 通称名、5 型式、6 塗色、7 制度加入年月日、8 登録年月日、9 使用者の住所、10使用者の氏名・名称、11使用者の電話番号、12制度加入の状態	
記録範囲	(一社)日本二輪車普及安全協会が実施する「二輪車防犯登録」 制度の加入者(防犯登録が抹消されてから3か月)	
記録情報の収集方法	(一社)日本二輪車普及安全協会からの提供	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課	
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2−1−2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報ファイル簿
個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)に基づく、古物商、古物市場主及び質屋(以下「古物商等」という。)の許可及び古物商等に対する行政処分に関する情報を一元的に管理することにより、欠格事由の判断、営業の停止命令等の事務を効率的かつ確実に実施し、もって適正な業務の遂行に資することを目的とする。
記録項目	第1古物商及び古物市場主 1受理年月日、2受理警察署、3許可証番号、4許可年月日、5許可の種類、6被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本(国)籍、7行商をかどうかの別、8取引にHPを用いるかどうかの別、9ホームページURL、10主として取り扱おうとする古物の区分、11記事(別項目の入力内容の補足説明)、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、13営業所・古物市場の所轄警察、高工業のの表別の表別の表別では、13営業所等整理番号、りりで、13場所等を理事をの別、14管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)第2の氏名、生年月日、18変更区分、19返納理由の発生年月日、17変更年月日、18変更区分、19返納理由の発生年月日、20返納理由、21競り売りの形態、22競り売の発生年月日、20返納理由、21競り売り開催場所、24競り売り開催場所を管轄する警察署、25自動公衆会に係る記事(別項目の入力内容の補足説明)、28仮設は一時、29仮設店舗設置場所、30仮設店舗設置場所を管轄するをでは、29仮設店舗設置場所、30仮設店舗設置場所を管轄する容の補足説明)第2質屋 1受理年月日、2受理警察署、3許可証番号、4許可年月日、5被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、7管理者目日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可者の氏名又は名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可以表述的25年間別等、6営業所の名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可以表述の25年間別等、6営業所の名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可以表述の25年間別等、6営業所の名称及び所在地、7管理者等日日、5被許可以表述の25年間別等、25年間
	び本(国)籍、6営業所の名称及び所在地、7管理者等の種 別、氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、8変更年月日、9

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
一行政機関等匿名加工情報の提	 (名 称)警察庁長官官房総務課
案を受ける組織の名称及び所	
在地	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2−1−2
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加	
工情報に関する提案を受ける	
組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	警備業者役員等ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業者の役員等に関して、警備業者に対して行う監督等警備業 に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1認定証番号、2認定証交付公安委員会、3主たる営業所が所在する都道府県、4主たる営業所の営業所番号、5受理警察署、6警備業者名、7警備業者の住所、8警備業者の電話番号、9法人等の種別、10代表者の氏名、11代表者の住所、12代表者の性別、13代表者の生年月日、14代表者の本(国)籍、15認定失効の事由、16認定年月日、17更新年月日、18変更年月日、19認定失効年月日、20返納年月日、21主たる営業所の営業所名称、22主たる営業所の所在地、23役員の役職、24役員の氏名、25役員の住所、26役員の性別、27役員の生年月日、28役員の本(国)籍、29営業開始年月日、30営業廃止年月日、31届出公安委員会、32管外営業所名称、33管外営業所所在地、34行政処分の登録警察本部、35処分番号、36処分事由、37処分の種類、38処分年月日、39処分者の氏名、40処分者の住所、41処分者の性別、42処分者の生年月日、43処分者の本(国)籍、44処分対象者の属性、45送致年月日、46起訴・不起訴の別、47行政処分営業所名称、48行政処分営業所停止期間
記録範囲	警備業者の役員及び代表者
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	変更があった場合の訂正につ 117号)第11条第1項及び警値 第1号)第17条第2項による	、25、32及び33の記録項目の内容にいては、警備業法(昭和47年法律第 備業法施行規則(昭和58年総理府令 。機械警備業者に係る1及び2の記 場合の訂正については、警備業法第 56条第2項による。
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	│□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総 (所在地)〒100-8974 東京	務課 都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

		(個人情報ノアイル溥
個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警備員指導教育責任者等に関 の適正な遂行を確保するため	ける資格者証の交付、書換等の事務 に利用する。
記録項目	資格者証等番号、6 受理警察 10本(国)籍、11交付年月日	証等の区分、4 交付公安委員会、5 署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、 、12書換年月日、13返納年月日、14 5処分番号、16住所、17処分年月日、 20処分結果
記録範囲		機械警備業務管理者の資格者証被交 又は機械警備業務管理者の講習修了 の検定合格証被交付者
記録情報の収集方法	 警視庁及び道府県警察本部か 	らの報告
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総利 (所在地) 〒100-8974 東京科	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	10の記録項目の内容に変更が 業法(昭和47年法律第117号) 管理者資格者証の交付を受け 内容に変更があった場合の訂 項において準用する同法第22 交付を受けた者に係る7及0	音証の交付を受けた者に係る7及び あった場合の訂正については、警備 第22条第5項による。機械警備業務 けた者に係る7及び10の記録項目の 正については、警備業法第42条第3 2条第5項による。検定合格証明書の が16の記録項目の内容に変更があっ 備員等の検定に関する規則(平成17 ・)第15条第1項による。
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2−1−2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者に関して、警備業者に対して行う監督等警備業に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 認定証番号、2 警備業者名、3 受理警察署、4 営業所番号、5 管内営業所名称、6 設置年月日、7 管内営業所所在地、8 管内営業所電話番号、9 取り扱う警備業務の区分、10 警備業務の種別、11現任責任者講習受講日、12変更年月日、13廃止年月日、14選任警備員指導教育責任者の配置状況、15選任警備員指導教育責任者の氏名、16選任警備員指導教育責任者の住所、17選任警備員指導教育責任者の性別、18選任警備員指導教育責任者の生年月日、19選任警備員指導教育責任者の業種等、20選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、21選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、22基地局番号、23基地局名称、24基地局所在地、25基地局電話番号、26選任機械警備業務管理者の氏名、27選任機械警備業務管理者の住所、28選任機械警備業務管理者の性別、29選任機械警備業務管理者の生年月日、30選任機械警備業務管理者の資格者証の交付公安委員会、31選任機械警備業務管理者の資格者証等番号、32待機所名称、33待機所所在地
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	更があった場合の訂正につい 号)第11条第1項及び警備業 号)第17条第2項による。機 27、32及び33の記録項目の内容	9、15及び16の記録項目の内容に変 ては、警備業法(昭和47年法律第117 法施行規則(昭和58年総理府令第1 械警備業者に係る1、23、24、26、 容に変更があった場合の訂正につい 修備業法施行規則第56条第2項によ
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	│□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総 (所在地) 〒100-8974 東京	務課 都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

	(心へは状と)」が持
個人情報ファイルの名称	自主防犯ボランティア団体管理ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	自主防犯ボランティア団体に関する情報をホームページにおいて一元的に公表することにより、団体同士の情報交換、既存団体の参加者募集の円滑化を図り、団体活動を支援するために利用する。
記録項目	1団体名称、2結成年、3主たる構成員の種別、4構成員数、5活動地域、6活動内容、7防犯パトロールの実施状況(1)実施時間帯、(2)月平均実施日数、(3)青色回転灯装備認定状況、8主たる活動の具体的活動状況、9連絡先(1)住所、(2)担当者氏名、(3)電話番号、(4)FAX番号、(5)電子メールアドレス、(6)ホームページアドレス
記録範囲	警視庁及び道府県警察本部からの報告された自主防犯ボランティア団体の代表者又は連絡担当者
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)警察庁長官官房総務課
名称及び所在地	(所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出及び探偵業に対する行政処分等に係る情報を一元的に管理し、探偵業の業務の適正化を行うことを目的とした探偵業管理業務を運用するために利用する。
記録項目	第1探偵業者 1届出証明書番号、2受理警察署、3受理年月日、4受理番号、5法人等の種別、6探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、7営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、8広告宣伝をする時の名称、9代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、10廃止事由、11開始届出年月日、12変更届出年月日、13変更年月日、14再交付申請年月日、15再交付年月日、16廃止届出年月日、17廃止年月日、18訂正年月日第2役員 1届出証明書番号、2受理警察署、3受理年月日、4役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本(国)籍、5開始届出年月日、6変更届出年月日、7変更年月日、8訂正年月日第3行政処分 1処分公安委員会、2処分番号、3届出証明書番号、4処分事由、5処分の種類、6処分年月日、7処分対象者の属性、8送致年月日、9起訴・不起訴の別、10廃止命令の有無(事由)、11探偵業者名、12処分対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、13行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14廃止年月日、15訂正年月日
記録範囲	探偵業者の新規、変更、再交付、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課

	(武女地) =100 0074 声兰*	タイルログ電が削り 1 0
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	第1の6(1)、6(2)、7(1)、7(2)、7(4)、8、9(1)及び9(2) 並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業の業務の適正化に関する法律 (平成18年法律第60号)第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第3条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

	「旧八月秋ノアイル将」	
個人情報ファイルの名称	被保護者情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資するため、都道府県警察間で情報を共有するほか、人身安全関連事案に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。	
記録項目	【基本情報】 1 事案番号、2取扱所属、3保護年月日時分、4保護の種別、5発見の端緒、6発見場所 【被保護者情報】 7氏名、8異名の有無、9異名、10性別、11生年月日判明の有無、12生年月日等、13住所、14国籍、15身体特徴等、16職業、17認知症の疑いの有無、18延長の有無、19身柄の措置、20 23条通報有の場合の措置 【引取者情報】 21氏名、22続柄、23住所、24連絡先 【記事】 25記事	
記録範囲	警察において保護をした被保護者及びその引取者(登録後5年を 経過しない者)	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

	T	(個人情報ファイル等
個人情報ファイルの名称	110番アプリシステム事前登録者情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	110番通報時における通報者の負担軽減を図るとともに、事件・事故等の通報に対して迅速かつ的確な初動警察活動を行うために、110番アプリシステムに事前に利用者の氏名等を登録してもらい、当該者がこのシステムを使って事件・事故等を通報した際には、通報内容に併せて事前登録情報を管轄の警視庁又は道府県警察本部に通知する。	
記録項目	1登録日、2氏名、3電話番号、4パスワード、5メールアドレス、6住所、7年齢、8性別、9言語、10その他(障害の内容等)	
記録範囲	110番アプリシステムに氏名等を登録した者	
記録情報の収集方法	本人からの登録	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務	务課
	(所在地)〒100-8974 東京都	郷千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(向八日報ン)「ルタ	
個人情報ファイルの名称	行方不明事案情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局人身安全・少年課	
個人情報ファイルの利用目的	行方不明事案に係る情報を登録し、管理するとともに、それらの 情報を全国の都道府県警察で共有することにより、行方不明事案 をはじめとする人身安全関連事案等に対する適正かつ迅速な対 処に資することを目的とする。	
記録項目	1 受理番号、2 受理年月日、3 行方不明者の種類、4 受理警察署、 5 本(国)籍、6 住所、7 職業、8 氏名、9 生年月日、10性別、 11身体特徴、12身長、13行方不明年月日、14異名、15記事	
記録範囲	行方不明者登録された行方不明者	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	

個人情報ファイルの名称	ストーカー情報ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局人身安全・少年課
個人情報ファイルの利用目的	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号、以下「ストーカー規制法」という。)に基づく警告及び禁止命令等の行政措置等の情報を一元的に管理することによって、行政措置を受けた者が過去に行政措置を受けたことの有無等を照会、確認し、もってストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案等に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。
記録項目	1原票種別、2禁止命令等区分、3取扱年月日、4発出番号、5禁止命令等種別、6禁止命令等方法、7行為者の氏名、8行為者の異名、9行為者の本籍又は国籍、10行為者の住所、11行為者の生年月日、12行為者の性別、13行為者の電話番号、14行為者が使用した車両、15ストーカー規制法第5条第1項第2号の有無及び有りの場合の内容、16ストーカー規制法第2条第1項の該当号、17ストーカー規制法第2条第3項の該当号、18行政措置の理由、19警告又は禁止命令等申出人の氏名、20警告又は禁止命令等申出人の住所、21警告又は禁止命令等申出人の生年月日、22警告又は禁止命令等の申出人の年齢、23警告又は禁止命令等申出人の性別、24警告又は禁止命令等申出人の電話番号、25警告又は禁止命令等申出人の性別、24警告又は禁止命令等申出人の電話番号、25警告又は禁止命令等申出人が特定の者か否か、26特定の者の氏名、27特定の者の生年月日、28特定の者の年齢、29特定の者の性別、30取扱所属、31特記事項、32都道府県使用欄、33有効期間一連番号、34有効期間禁止命令等種別、35有効期間、36有効期間延長発出番号、37有効期間延長の理由
記録範囲	ストーカー規制法に基づく警告を受けた者及び禁止命令等を受けた者並びに警告申出人、禁止命令等申出人及び特定の者(平成12年11月24日以降)
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当する (マニュアル処理ファイル) ファイル □有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	配偶者暴力情報ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称		
個人情報ファイルの利用目的	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号、以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき通知を受けた保護命令に係る情報を一元的に管理することによって、都道府県警察間で保護命令に係る情報を共有し、今後の配偶者暴力対策施策に資するため情報を分析するほか、人身安全関連事案等に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。	
記録項目	1事案番号、2保護命令事件番号、3裁判所、4決定年月日、5 決定種別、6効力発生日時、7効力停止日時、8取消年月日、9 配偶者暴力相談支援センターへの通知(1)通知の有無(2)配偶者 暴力相談支援センターの名称、10保護命令の種別、11再度発令の 有無、12申立人(1)氏名(2)生年月日(3)性別(4)住所(居)地(5)電 話番号(6)命令を受けた者との関係、13保護命令を受けた者(1)氏 名(2)生年月日(3)性別(4)本(国)籍(5)住所(6)電話番号、14申立 人の同居の子(1)一連番号(2)氏名(3)生年月日(4)性別、15申立人 の親族等(1)一連番号(2)氏名(3)生年月日(4)性別(5)住所(6)電 話番号(7)申立人との関係、16特記事項(引継元都道府県警察名 等)、17都道府県警察において設定した事項(関係機関の名称等)	
記録範囲	配偶者暴力防止法に基づき通知を受けた保護命令の申立人、命令 を受けた者、申立人の同居の子及び申立人の親族等(平成16年1 月1日の通知以降)	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
	(四年地) 100-0374 米尔伊丁10四色叚が闰2-1-2 	

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局人身安全・少年課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業(以下「出会い系サイト事業」という。)の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号、以下「出会い系サイト規制法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1届出受理番号、2届出受理課署、3届出受理年月日、4共同事業者番号、5法人・個人の別、6法人の名称、7法人の住所、8代表者の氏名、9代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本(国)籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理課署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本(国)籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないことの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由
記録範囲	都道府県公安委員会に対して出会い系サイト事業の開始、変更、 廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又 は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

	6 h c 15 + 7 22 h c 20 + 7	ひが24から20十七の夕司程でロの中
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	6から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号)第2条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	

行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局保安課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の管理の適正化及び効率化に資するために利 用する。	
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本(国)籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実(空)包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態	
記録範囲	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第 1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規 定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号 の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6 第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1 号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の 11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店 又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申 請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課	
	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総系 (所在地)〒100-8974 東京都	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全局保安課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。) の許可、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業者(以下「特 例風俗営業者等」という。)の認定、性風俗関連特殊営業及び深 夜酒類提供飲食店営業の届出並びに風俗営業者等に係る行政処 分の事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10違反態様等、11許可番号、12営業所の名称、13営業所等の所在地、14法人名、15法人の所在地、16代表者又は経営者の氏名、17代表者又は経営者の性別、18代表者又は経営者の生年月日、19代表者又は経営者の生別、23管理者等の生年月日、24管理者等の氏名、22管理者等の性別、23管理者等の生年月日、24管理者等の本(国)籍、25管理者等の住所、26役員の氏名、27役員の性別、28役員の生年月日、29役員の本(国)籍、30役員の住所、31広告宣伝で使用する呼称、32客の依頼を受ける方法、33電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35自動公衆送信装置設置者の住所、36電気通信設備の設置場所、37会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40許可管理番号、41認定番号、42開始届出番号、43届出確認書等の李付番号、46客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47受付所・待機所の別、48映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49行政処分番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者(許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。)、特例風俗営業者等の認定を受けた者(認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から10年間保存される。)、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者(廃業した者の記録について

	は、廃業した時点から10年間 けた者(当該処分を受けた時点	保存される。)並びに行政処分を受 気から10年間保存される。)
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部か	らの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 警察庁長官官房総務	务課
名称及び所在地	(所在地)〒100-8974 東京都	邻千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	20、21、25、26及び30の訂正正化等に関する法律(昭和23:5。)第9条第3項(同法第3:5。)及び風俗営業等の規制行規則(昭和60年国家公安3:5。)第20条第2項及び第3:5。風営法第27条第1項のら16まで、20、21及び25の訂2項による。風営法第31条のる13から16まで、20、31、32び規則第53条による。風営法で、20、同条第2項及び規則第59条に出書を提出した者に係る12、訂正は、同条第2項及び規則1項の届出書を提出した者に訂正は、同条第2項及び規則	店営業者に係る12、14から16まで、は、風俗営業等の規制及び業務の適年法律第122号、以下「風営法」といる1条の23において準用する場合を含して準務の適正化等に関する法律施員会規則第1号、以下「規則」とい項並びに第88条第2項及び第3項に届出書を提出した者に係る12、14か正は、同条第2項及び規則第42条第2第1項の届出書を提出した者に係、46及び47の訂正は、同条第2項及第31条の7第1項の届出書を提出し、31、33から35まで及び48の訂正は、よる。風営法第31条の12第1項の届14から16まで、20、21、25及び33の第64条による。風営法第31条の17第係る13から16まで、20、31及び33の第64条による。風営法第33条第1項12、14から16まで及び20の訂正は、こよる。
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報ファイル簿
個人情報ファイルの名称	全事故ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通局交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るために利用する。
記録項目	1都道府県警察署等コード、2原票作成年、3原票作成月、4原票作成日、5事故内容、6死者数、7重傷者数、8軽傷者数、9乗車人員(第1当事者、第2当事者)、10路線コード、11地点コード、12交差点コード、13市区町村コード、14発生年、15発生月、16発生日、17発生時分、18屋夜、19天候、20地形、21路面状態、22道路形状、23信号機、24一時停止規制(第1当事者、第2当事者)、25車道幅員、26道路線形、27衝突地点、28ゾーン規制、29中央分離帯施設等、30歩車道区分、31事故類型、32特殊事故(第1当事者、第2当事者)、35国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、35国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、36居住地コード(第1当事者、第2当事者)、36居住地コード(第1当事者、第2当事者)、37職業コード(第1当事者、第2当事者)、39運転資格(第1当事者、第2当事者)、40事故車種の運転免許経過年数(第1当事者、第2当事者)、42車両番号(第1当事者、第2当事者)、45オートマック車(第1当事者、第2当事者)、46サポカー(第1当事者、第2当事者)、44車両形状等(第1当事者、第2当事者)、46サポカー(第1当事者、第2当事者)、47通行目的(第1当事者、第2当事者)、48選任事業所等(第1当事者、第2当事者)、50タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、52速度規制指定のみ(第1当事者、第2当事者)、53初心運転書、第2当事者)、55危険認知速度(第1当事者、第2当事者)、55危険認知速度(第1当事者、第2当事者)、55億認知速度(第1当事者、第2当事者)、55億認知速度(第1当事者、第2当事者)、56億額大況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、61事故要因区分コード(人的要因(第1当事者、第2当事者)、61事故要因区(第1当事者、第2当事者)、環境的要因(第1当事者、第2当事者)、

者、第2当事者))、62行動類型(第1当事者、第2当事者)、 63当事者の進行方向(第1当事者、第2当事者)、64車両の衝突 部位(第1当事者、第2当事者)、65車両の損壊程度(第1当事 者、第2当事者)、66自体防護(第1当事者、第2当事者)、67 プロテクターの装着(第1当事者、第2当事者)、68エアバッグ の装備(第1当事者、第2当事者)、69サイドエアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、70人身損傷程度(第1当事者、第 2 当事者)、71人身損傷主部位(第1当事者、第2当事者)、72 損傷主部位の状態(第1当事者、第2当事者)、73人身加害部位 (第1当事者、第2当事者)、74自宅からの距離(第1当事者、 第2当事者)、75地点 緯度(北緯)、76地点 経度(東経)、 77予備項目1(第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や 運転中の携帯電話利用等、道路交通に係る事項)、78予備項目2 (第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯 電話利用等、道路交通に係る事項)、79予備項目3(第1当事者、 第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯電話利用等、道 路交通に係る事項)、80性別(第3当事者以下)、81年齢(第3 当事者以下)、82国籍・地域別コード(第3当事者以下)、83居 住地コード(第3当事者以下)、84職業コード(第3当事者以下)、 85当事者種別(第3当事者以下)、86用途別(第3当事者以下)、 87車両形状等(第3当事者以下)、88乗車別(第3当事者以下)、 89乗車等の区分(第3当事者以下)、90サポカー(第3当事者以 下)、91通行目的(第3当事者以下)、92自動運行装置の使用状 況(第3当事者以下)、93自体防護(第3当事者以下)、94エア バッグの装備(第3当事者以下)、95サイドエアバッグの装備(第 3 当事者以下)、96人身損傷程度(第3 当事者以下)、97人身損 傷主部位(第3当事者以下)、98損傷主部位の状態(第3当事者 以下)、99人身加害部位(第3当事者以下)、100免許証番号(第 3 当事者以下)、101運転資格(第3 当事者以下)、102事故車種 の運転免許経過年数(第3当事者以下)、103車両番号(第3当事 者以下)、104ライト点灯状況(第3当事者以下)、105危険認知 速度(第3当事者以下)、106行動類型(第3当事者以下)、107 反射材等使用状況(第3当事者以下)、108当事者の進行方向(第 3 当事者以下)、109車両の衝突部位(第3 当事者以下)、110車 両の損壊程度(第3当事者以下)、111自宅からの距離(第3当事 者以下)、112予備項目1(第3当事者以下)、113予備項目2(第 3 当事者以下)、114予備項目3(第3当事者以下)、115高速道 路_発生地点、116高速道路_道路管理者区分、117高速道路_道 路区分、118高速道路_曲線半径、119高速道路_縱断勾配、120高 速道路__トンネル番号、121高速道路__特殊事故、122高速道路_ 当事車両台数、123高速道路 行動類型 (第1当事者、第2当事 者)、124高速道路 事故類型、125高速道路 車両単独事故の対 象物、126高速道路__臨時速度規制の有無、127高速道路__速度規

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報ファイル簿
個人情報ファイルの名称	死亡事故ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通局交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図るために利用する。
記録項目	1都道府県警察署等コード、2原票作成年、3原票作成月、4原票作成日、5事故内容、6死者数、7重傷者数、8軽傷者数、9乗車人員(第1当事者、第2当事者)、10路線コード、11地点コード、12交差点コード、13市区町村コード、14発生年、15発生月、16発生日、17発生時分、18屋夜、19天候、20地形、21路面状態、22道路形状、23信号機、24一時停止規制(第1当事者、第2当事者)、25車道幅員、26道路線形、27衝突地点、28ゾーン規制、29中央分離帯施設等、30歩車道区分、31事故類型、32特殊事故(第1当事者、第2当事者)、35国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、35国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、36居住地コード(第1当事者、第2当事者)、36居住地コード(第1当事者、第2当事者)、37職業コード(第1当事者、第2当事者)、39運転資格(第1当事者、第2当事者)、40事故車種の運転免許経過年数(第1当事者、第2当事者)、42車両番号(第1当事者、第2当事者)、42車両番号(第1当事者、第2当事者)、45オートマック車(第1当事者、第2当事者)、46サポカー(第1当事者、第2当事者)、44車両形状等(第1当事者、第2当事者)、46サポカー(第1当事者、第2当事者)、50タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、50タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、50タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、50タイヤ等の状況(第1当事者、第2当事者)、55危険認知速度(第1当事者、第2当事者)、55億認知速度(第1当事者、第2当事者)、55億認知速度(第1当事者、第2当事者)、55億認知速度(第1当事者、第2当事者)、56億額元状況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、61事故要因区分コード(人的要因(第1当事者、第2当事者)、61事故要因区(第1当事者、第2当事者)、電過額元等。23事者)、電過額元等。23事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令違反コード(第1当事者、第2当事者)、60法令混合の使用状況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行装置の使用状況(第1当事者、第2当事者)、59自動運行、第1当事者、第2当事者)、59自動運行、第1当事者、第2当事者)、59自動運用、51計算額、51

者、第2当事者))、62行動類型(第1当事者、第2当事者)、 63当事者の進行方向(第1当事者、第2当事者)、64車両の衝突 部位(第1当事者、第2当事者)、65車両の損壊程度(第1当事 者、第2当事者)、66自体防護(第1当事者、第2当事者)、67 プロテクターの装着(第1当事者、第2当事者)、68エアバッグ の装備(第1当事者、第2当事者)、69サイドエアバッグの装備 (第1当事者、第2当事者)、70人身損傷程度(第1当事者、第 2 当事者)、71人身損傷主部位(第1当事者、第2当事者)、72 損傷主部位の状態(第1当事者、第2当事者)、73人身加害部位 (第1当事者、第2当事者)、74自宅からの距離(第1当事者、 第2当事者)、75地点 緯度(北緯)、76地点 経度(東経)、 77予備項目1(第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や 運転中の携帯電話利用等、道路交通に係る事項)、78予備項目2 (第1当事者、第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯 電話利用等、道路交通に係る事項)、79予備項目3(第1当事者、 第2当事者による妨害運転の有無や運転中の携帯電話利用等、道 路交通に係る事項)、80性別(第3当事者以下)、81年齢(第3 当事者以下)、82国籍・地域別コード(第3当事者以下)、83居 住地コード(第3当事者以下)、84職業コード(第3当事者以下)、 85当事者種別(第3当事者以下)、86用途別(第3当事者以下)、 87車両形状等(第3当事者以下)、88乗車別(第3当事者以下)、 89乗車等の区分(第3当事者以下)、90サポカー(第3当事者以 下)、91通行目的(第3当事者以下)、92自動運行装置の使用状 況(第3当事者以下)、93自体防護(第3当事者以下)、94エア バッグの装備(第3当事者以下)、95サイドエアバッグの装備(第 3 当事者以下)、96人身損傷程度(第3 当事者以下)、97人身損 傷主部位(第3当事者以下)、98 損傷主部位の状態(第3当事者 以下)、99 人身加害部位(第3当事者以下)、100免許証番号(第 3 当事者以下)、101運転資格(第3 当事者以下)、102事故車種 の運転免許経過年数(第3当事者以下)、103車両番号(第3当事 者以下)、104ライト点灯状況(第3当事者以下)、105危険認知 速度(第3当事者以下)、106行動類型(第3当事者以下)、107 反射材等使用状況(第3当事者以下)、108当事者の進行方向(第 3 当事者以下)、109車両の衝突部位(第3 当事者以下)、110車 両の損壊程度(第3当事者以下)、111自宅からの距離(第3当事 者以下)、112予備項目1(第3当事者以下)、113予備項目2(第 3 当事者以下)、114予備項目3(第3当事者以下)、115高速道 路_発生地点、116高速道路_道路管理者区分、117高速道路_道 路区分、118高速道路_曲線半径、119高速道路_縱断勾配、120高 速道路__トンネル番号、121高速道路__特殊事故、122高速道路_ 当事車両台数、123高速道路 行動類型 (第1当事者、第2当事 者)、124高速道路 事故類型、125高速道路 車両単独事故の対 象物、126高速道路__臨時速度規制の有無、127高速道路__速度規

	路_交通障害、130高速道路_2 2当事者)、131高速道路_通 第2当事者)、132高速道路_ 者)、133入力年月日、134計量 138 免許の種類(第1当事者 年数(第1当事者、第2当事者 者、第2当事者)、141 交通事 者、第2当事者)、145 候 第1当事者、第2当事者 当事者、第2当事者)、145 候 第2当事者)、146 認知機能 事者)、147 認知機能検査種別(第1当事者 認知機能検査種別(第1当事者 過日数(第1当事者、第2当事者)、151高齢 者)、152 実車指導評価結果 運転技能検査種類(第1当事者 点数(第1当事者、第2当事者	原止表示器材表示の有無、129高速道高速道路走行距離(第1当事者、第2度抑制装置装着状況(第1当事者、第2当事者、第2当事者)、135曜日、136祝日、137計上年、第2当事者)、140交通違反回数(第1当事者)、140交通違反回数(第1当事者)、143免許取消固(第130元)、第2当事者)、143完計算量(第1当事者、第2当事者)、148年者)、150高齢者講習種類(第1当事者、第2当事者)、150高齢者講習種類(第1当事者、第2当事者)、154運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1当事者、第2当事者、第2当事者)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転技能検査経過日数(第1共享)、155運転減率の方法(第1共享)、155運輸率の方法
記録範囲	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定 する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起 こされた人の死亡を伴う事故の当事者(事故日の翌年1月1日か ら20年間)	
記録情報の収集方法	警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人 交通事故総合分析センター	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察庁長官官房総系 (所在地) 〒100-8974 東京者	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当する
	ファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)警察庁長官官房総務課 (所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称		(個人情報ファイル簿
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。 1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証	個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
文通局運転免許課 の名称 運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報記録 の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。 1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証	行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルの利用目的 の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。 1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免許証	される事務をつかさどる組織	交通局運転免許課
	個人情報ファイルの利用目的	の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更 新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂
日号、7年効期间の水日、9点会番号、10元計平月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日(5 t限定)、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外数死傷に係るもの)の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分征要委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、55市試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57政済の分名等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年月日、62初心取消理由、63再試験番号、64初回更新者区分、65特定失効等区分、66更新申請県、67命令種別、68指定場所、73検査番号、74検査得点、75検査結果、76検査種別、77校査種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種別、82講習種類、83運転技能検査年月日、84運転技能検査年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92運転経歴証明書を付年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歴証明書番号、92年経経歴証明書を付年月日、93運転経歴証明書番号、92年経経歴証明書を付年月日、93運転程歴証明書番号、92年経経歴証明書を付年月日、93運転程歴証明書番号、92時を経歴記録の未満年月日、96免許情報記録の番号、95特定免許情報の記録年月日、96免許情報記録の未満年月日、96免許情報記録の未満年月日、96免許情報記録の未満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の未満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、97免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、97免許情報記録の非満年月日、96免許情報記録の非満年月日、97免許情報記録の非満年日の第25分計算記録の非満記録の非満記録の書の書記録の書記録の書記録の書記録の書記録の書記録の書記録の書記録の書記録	記録項目	番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、10免許年月日、11免許の種類、12免許の条件等、13限定解除年月日(5 t限定)、14最新併記年月日、15特例免種状態、16若年運転者期間、17普通経験日数、18違反、事故及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発生年月日時、19事案点数、20累積点数、21違反名、22違反車両、23路線名、24事故内容、25事案名、26処分年月日時、27手配年月日、28処分公安委員会、29手配公安委員会、30登録公安委員会、31手配番号、32処分種別、33処分番号、34処分日数、35処分短縮日数、36処分免種、37若年特例取消免種、38取消等該当関連情報登録年月日、39取消等該当関連情報登録事案名、41違反者講習済年月日、42運転練習の方法、43氏名等修正年月日、44住所変更年月日、45再交付年月日、46最終違反年月日、47最終事故年月日、48最終事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、50講習区分、51満了日直前の誕生日、52有効期間区分、53初心期間終了年月日、54初心講習済年月日、55再試験合格年月日、56若年運転者講習済年月日、57取消処分者等区分、58取消処分者講習受講年月日、59講習場所、60講習番号、61初心取消年日日、50元分(65特定等年月日、70受検等年月日、71認知機能検査年月日、72検查場所、73検查番号、74検查得点、75検查結果、76検查種別、77検查種類、78高齢者講習済年月日、79実車指導結果、80講習分類、81講習種類、82講習種類、83運転技能検查年月日、84運転技能検查得点、85免許の申請年月日、86免許の申請区分、87質問票等回答年月日、88質問票等回答内容、89虚偽記載判明年月日、90虚偽記載の有無、91運転経歷証明書番号、92運転経歷証明書交付年月日、93運転経歷区分、94免許情報記録の番号、95特定免許情報の記録年月日、

記録範囲	98運転経歴情報記録の番号、99運転経歴情報の記録年月日、100 失効確認日時、101免許証返納年月日、102免許証追加交付年月日、 103住所変更ワンストップサービス等の同意申請年月日、104住所 変更ワンストップサービス等の同意項目、105住所変更ワンストップサービス等の同意名効期間の末日、106住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、107受理番号、108住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、107受理番号、108住所変更ワンストップサービス等の意公安委員会名、107受理番号、108住所変更ワンストップサービス等の登録日時、109署名用電子証明書発行番号登録年月日、112マイナポータル連携実施日 1現に運転免許を受けている者 2運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間(ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 3被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間(ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前
	に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるま での間。
記録情報の収集方法	都道府県公安委員会からの報告及び警察庁と他機関との連携
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	都道府県公安委員会
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 警察庁長官官房総務課
名称及び所在地	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条第1項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条第1項又は同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1項による。

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
		□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当する	(マニュアル処理ファイル)
	ファイル	
	□有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提	 (名 称)警察庁長官官房総系	条 課
案を受ける組織の名称及び所 在地	(所在地) 〒100-8974 東京都	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける	_	
組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加		
工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	無人航空機登録情報等ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警備局警備運用部警備第一課
個人情報ファイルの利用目的	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止 に関する法律(平成28年法律第9号)第1条の重要施設の警戒警 備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の 適法性、所有者情報等の確認を行うために利用する。
	①無人航空機の飛行について、ドローン情報基盤システム(飛行の許可・承認申請機能)を利用した許可・承認申請者及びその予定者
	1申請番号、2氏名/企業・団体名、3氏名/企業・団体名カナ、4住所、5電話番号、6緊急連絡先担当者氏名、7緊急連絡先担当者氏名カナ、8緊急連絡先電話番号、9登録記号、10操縦者氏名
	②ドローン情報基盤システム(登録機能)に入力された無人航空機の所有者及び使用者並びに届出者 1無人航空機の種類、2無人航空機の型式、3無人航空機の製
	造者、4無人航空機の製造番号、5所有者の氏名又は名称及び 住所並びに生年月日(法人の場合、法人番号及び担当者名並び に担当者住所を含む)、6登録(更新)の年月日、7使用者の
記録項目	氏名又は名称及び住所(法人の場合、担当者名及び担当者住所を含む)、8無人航空機の製造区分、機体重量、最大離陸重量、寸法、9無人航空機の改造の有無(有の場合、改造の概要
	を含む)、10 所有者の電話番号、電子メールアドレスその他の 連絡先、11 使用者の電話番号、電子メールアドレスその他の連 絡先、12 リモート I D機能の有無(当該登録無人航空機にリモ
	ートID機能を有する機器を装備する場合にあっては、当該機器の型式、製造者及び製造番号を含む)、13 無人航空機登録記号、14 届出番号、15 届出年月日、16 届出者の氏名又は名称
	(部署名)、住所、電話番号及び電子メールアドレス、17 試験 飛行の目的、日時、区域及び高度、18 試験飛行に用いる無人航
	空機の種類その他の無人航空機の概要に関する事項、19 リモート I D特定区域とする場所の所在地及び高度、20 リモート I D特定区域を飛行する日時、21 許可等を必要とする飛行の場合の
	許可等の状況 ③飛行通報の情報

1 受理警察署、2 機器の種類、3 機器の特徴、4 製造者、5名称、6 製造番号、7 登録記号、8 色、9 大きさ、10積載物、11 その他の特徴、12備考、13通報年月日、14飛行開始日時、15飛行終了日時、16飛行の目的、17飛行に係る区域、18操縦者の氏名、19操縦者の氏名カナ、20操縦者の生年月日、21操縦者の住所、22操縦者の電話番号、23操縦者の勤務先の名称、24操縦者の勤務先の所在地、25操縦者の勤務先の電話番号、26同意者氏名(委託機関の名称)、27同意者の住所(委託機関の所在地)、28同意者(委託機関)の電話番号

④ドローン情報基盤システム(機体認証申請機能)に入力された機体認証の申請者及び設計者

1申請者の氏名、氏名カナ、生年月日及び住所(法人・団体の場合は、法人番号、法人名称/屋号、代表者氏名及び本店又は主たる事務所の所在地)、2申請者の連絡先(電話番号、メールアドレス(法人・団体にあっては担当者の氏名、氏名カナ、部署名及び事務所の所在地))、3登録記号、4無人航空機の型式、5機体認証書番号、6機体認証有効期間、7設計者の氏名又は名称、8認証の区分、9製造番号

⑤ドローン情報基盤システム(技能証明申請機能)に入力された技能証明の申請者

1氏名、氏名カナ、氏名(英字)、2生年月日、3電話番号、 4メールアドレス、5住所、6顔写真、7取得年月日、8技能 証明書番号、9技能証明書の区分・限定事項、10条件

⑥ドローン情報基盤システム(飛行計画通報機能)に入力された無人航空機の操縦者及び飛行計画の通報者

1無人航空機の登録記号及び種類、2無人航空機の型式、3操縦者の氏名、電話番号及びメールアドレス、4操縦者の無人航空機操縦者技能証明書番号、5飛行の日時、経路、6飛行の目的、高度及び速度、7出発地、8目的地、9目的地に到着するまでの所要時間、10通報者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

記録範囲

記録項目の欄中①の記録情報:無人航空機の飛行について、ドローン情報基盤システム(飛行の許可・承認申請機能)を利用した許可・承認申請者及びその予定者、同欄中②の記録情報:ドローン情報基盤システム(登録機能)に入力された無人航空機の所有者及び使用者並びに届出者、同欄中③の記録情報:重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報を行った者及び対象施設の管理者等の同意者、同欄中④の記録情報:ドローン情報基盤システム(機体認証申請機能)に入力された機体認証の申請者及び設計者、同欄中⑤ドローン情報基盤システム(技能証明申請機能)に入力された技能証明の申請者、同欄中⑥ドロー

	ン情報基盤システム(飛行計画通報機能)に入力された無人航	
	空機の操縦者及び飛行計画の通報者	
記録情報の収集方法	記録項目の欄中①、②、④、⑤及び⑥の記録情報:国土交通省からの提供、同欄中③の記録情報:警視庁及び道府県警察本部からの報告	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 警察庁長官官房総務課	
名称及び所在地	(所在地)〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地		
行政機関等匿名加工情報の概 要		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間		
備考		

		(個人は扱う)」が分
個人情報ファイルの名称	学生(警部任用科)ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教務部教務課	
個人情報ファイルの利用目的	1 授業等学校教養の基礎資料及び改善検討資料として利用する。 2 在学確認のために利用する。	
記録項目	1 学生番号、2 課程、3 都道府県7 生年月日、8 現住所、9 電話番12術科検定、13警察経歴、14特技	号、10最終学歴、11拝命・昇任、
記録範囲	警部任用科生として警察大学校に入校した者	
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の	(名 称)警察大学校教務部庶務	課
名称及び所在地	(所在地)〒183-8558 東京都府・	中市朝日町 3 -12- 1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別		法第60条第2項第2号 マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	成績(警部任用科)ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教務部教務課	
個人情報ファイルの利用目的	学校教養の改善検討資料等として利用する。	
記録項目	1 学生番号、2 受験番号、3 専攻課程、4 都道府県名等、5 氏名、6 性別、7 階級、8 現所属等、9 年齢、10勤続年数、11学生役員、12学歴、13組、14寮室、15総合成績、16専門成績、17筆記試験評価、18体育・術科評価	
記録範囲	警部任用科生として警察大学校に入校し、試験を受けた者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の	(名 称)警察大学校教務部庶務課	
名称及び所在地	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報ノアイル海
個人情報ファイルの名称	卒業証書発給ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教務部教務課
個人情報ファイルの利用目的	警部任用科の卒業を証明するために利用する。
記録項目	1 専攻課程、2組、3学生番号、4所属(都道府県)、5階級、6 氏名、7性別、8発給番号
記録範囲	警部任用科生として警察大学校を卒業した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類等
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町 3 - 12 - 1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学生(専科)ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教務部教務課
個人情報ファイルの利用目的	1授業等学校教養の基礎資料及び改善検討資料として利用する。 2在籍確認のために利用する。
記録項目	1都道府県名、2所属、3役職、4階級、5氏名、6寮室、7年 齢、8役員
記録範囲	専科生として警察大学校に入校した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校資料
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学生(指定職種任用科)ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教務部教務課
個人情報ファイルの利用目的	1授業等学校教養の基礎資料及び改善検討資料として利用する。 2在籍確認のために利用する。
記録項目	1都道府県名、2所属、3役職、4階級、5氏名、6寮室、7年 齢、8役員
記録範囲	指定職種任用科生として警察大学校に入校した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校資料
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報と)「ルタ
個人情報ファイルの名称	学生(教官養成科)名簿ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校教官教養部
個人情報ファイルの利用目的	1授業等学校教養の基礎資料及び改善検討資料として利用する。 2在学確認のために利用する。
記録項目	1府県名、2所属、3役職、4階級、5氏名、6寮室、7学生番号、8年齢、9役員
記録範囲	教官養成科生として警察大学校に入校した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学生(国際警察センター国際捜査第二研修室語学研修科)ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校国際警察センター国際捜査第二研修室
個人情報ファイルの利用目的	1 授業等学校教養の基礎資料及び改善検討資料として利用する。 2 在籍確認のために利用する。
記録項目	1 都道府県名、2階級、3氏名、4 ふりがな、5 生年月日、6 拝命・昇任年月日、7 実務経験年数、8 最終学歴、9 所属、10家族、11寮室番号、12役員、13入所期間
記録範囲	語学研修科学生として国際警察センターに入所した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	「旧八頂取ノブイル海
個人情報ファイルの名称	学籍(国際警察センター国際捜査第二研修室語学研修科)ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校国際警察センター国際捜査第二研修室
個人情報ファイルの利用目的	1全国規模語学研修所として、各言語のレベルに応じた語学能力保有者の把握及び各課程入所者の選考のために利用する。 2語学教養の授業等に利用する。 3在学確認のために利用する。
記録項目	1年度、2課程、3入所期間、4所属、5階級、6氏名、7生年月日、8現住所、9警察経歴、9家族、10昇任、11語学教養等経歴、12検定、13健康状態、14学歴、15職歴、16特技、17趣味、18嗜好、19写真
記録範囲	語学研修科学生として国際警察センターに入所した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	成績(国際警察センター国際捜査第二研修室語学研修科)ファイ ル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校国際警察センター国際捜査第二研修室	
個人情報ファイルの利用目的	1 全国規模語学研修所として、各言語のレベルに応じた語学能力保有者の把握及び各課程入所者の選考のために利用する。 2 語学教養の授業等に利用する。	
記録項目	1課程名、2都道府県名、3氏名、4階級、5語学成績、6総合成績、7入所期間	
記録範囲	語学研修科学生として国際警察センターに入所した者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課	
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	外国語技能検定試験合格者(国際警察センター国際捜査第二研修 室語学研修科)ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校国際警察センター国際捜査第二研修室	
個人情報ファイルの利用目的	全国規模語学研修所として、各言語のレベルに応じた語学能力保 有者の把握及び当所で実施している外国語技能検定業務のため に利用する。	
記録項目	1年度、2語学別、3級位、4都道府県、5所属、6階級、7氏 名	
記録範囲	当所で実施している外国語技能検定を受け、合格した者	
記録情報の収集方法	本人が受験した検定試験結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課	
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	平成15年度以降、記録項目は語学別、都道府県名、受験番号 のみとし、他項目は削除。

	「旧八月秋ノアイル将」	
個人情報ファイルの名称	学生(附属警察情報通信学校)名簿ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校附属警察情報通信学校特別教養部	
個人情報ファイルの利用目的	在学確認のために利用する。	
記録項目	1課程、2都道府県名等、3所属、4官職、5俸給、6氏名、7年齢、8最終学歴、9資格、10職名、11採用年月日、12情報通信学校入校歴、13寮番号	
記録範囲	学生主任及び学生として警察大学校附属警察情報通信学校に入 校した者	
記録情報の収集方法	推薦所属が作成する入校推薦名簿	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課	
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人はなった)	
個人情報ファイルの名称	卒業生(附属警察情報通信学校)名簿ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	警察大学校附属警察情報通信学校特別教養部	
個人情報ファイルの利用目的	修了証書の発行確認のために利用する。	
記録項目	1課程、2修了証書番号、3修了年月日、4都道府県名等、5所属、6官職・階級、7氏名、8性別	
記録範囲	警察大学校附属警察情報通信学校の課程を修了した学生	
記録情報の収集方法	推薦所属が作成する入校推薦名簿	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)警察大学校教務部庶務課	
	(所在地) 〒183-8558 東京都府中市朝日町3-12-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 図法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

T	
学籍ファイル	
警察庁	
科学警察研究所法科学研修所	
1 研修経歴の把握及び証明をするために利用する。2 指導・監督 のための身上記録として利用する。	
1課程、2都道府県等、3所属、4官名、5職名、6氏名、7性別、8生年月日・年齢、9現住所、10写真(本人)、11最終学歴・学位、12職歴(養成科のみ)、13勤務経歴、14教養経歴、15資格、16趣味、17飲酒の有無・程度、18喫煙の有無、19家族、20非常時の連絡先、21備考	
科学警察研究所法科学研修所へ入所した者	
本人が作成する入所書類	
含む	
_	
 (名 称) 科学警察研究所総務語 	部総務課
 (所在地) 〒277-0882 千葉県村 	柏市柏の葉6-3-1
_	
政令第21条第7項に該当するファイル	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	警察庁 科学警察研究所法科学研修所 1 研修経歴の把握及び証明をすのための身上記録として利用する 1 課程、2 都道府県等、3 所属 別、8 生年月日・年齢、9 現住 学位、12職歴(養成科のみ)、16趣味、17飲酒の有無・程度、の連絡先、21備考 科学警察研究所法科学研修所へ本人が作成する入所書類 含む 一 (名 称)科学警察研究所総務 (所在地)〒277-0882 千葉県 一 □法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学籍ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	東北管区警察局東北管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	東北管区警察学校に入校(在籍)したことを証明するために利用する。	
記録項目	1所属、2氏名、3階級、4生年月日、5係名	
記録範囲	東北管区警察学校に入校した者	
記録情報の収集方法	所属から提出された入校手続関係書類	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)東北管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地)〒980-8408 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報と)「ルタ	
個人情報ファイルの名称	成績ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	東北管区警察局東北管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	各県警察本部教養担当課等からの成績に対する照会に応じるために利用する。	
記録項目	1 所属、2 階級、3 氏名、4 年齡、5 試験科目、6 得点、7 順位、8 役員、9 学生番号、10採点番号、11課程	
記録範囲	東北管区警察学校に入校し、試験を受けた者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	入校生が所属する県警察本部教養担当課等	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)東北管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
名称及び所在地	(所在地)〒980-8408 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

		個人は扱うプロルグ
個人情報ファイルの名称	表彰受賞者ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	関東管区警察局総務監察部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受賞者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1表彰種別、2受賞年月日、3所属、4氏名	、5 功労概要
記録範囲	関東管区警察局長及び総務監察部長名での表彰受賞者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 関東管区警察局総務監察部警務課	
	(所在地) 〒330-9726 埼玉県さいたま市中央	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学籍ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	関東管区警察局関東管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	関東管区警察学校に入校(在籍)したことを証明するために利用する。	
記録項目	1 所属、2 階級、3 氏名、4 6 電話番号、7 最終学歴、8 10術科段級位、11特技等、12	警察経歴、9教養経歴、
記録範囲	関東管区警察学校に入校した者	
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 関東管区警察局総務	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(所在地) 〒330-9726 埼玉県	県さいたま市中央区新都心2-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	成績ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	関東管区警察局関東管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	各県警察本部教養担当課等からの成績に対する照会に応じるために利用する。	
記録項目	1県別、2所属、3階級、4氏名、5年的 目の得点、8順位	冷、6 入校科別、7 各科
記録範囲	関東管区警察学校に入校し、試験を受けた者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	入校生が所属する県警察本部教養担当課等	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)関東管区警察局総務監察部警務 	S課
	(所在地) 〒330-9726 埼玉県さいたま市	ī中央区新都心2-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別		第2項第2号 7ル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	春の叙勲・危険業務従事者叙勲ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	叙勲上申事務に関し、被上申者の資格審査のために利用する。	
記録項目	1氏名、2本籍、3住所、4性別、5年齢、6官職、7所属、8 部署	
記録範囲	中部管区警察局及び中部管区内の各警察において叙勲上申基準 に該当した者(平成29年まで)	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
名称及び所在地	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	春の叙勲・危険業務従事者叙勲ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	叙勲上申事務に関し、被上申者の資格審査のために利用する。	
記録項目	1氏名、2本籍、3住所、4性別、5年齢、6官職、7所属、8 部署	
記録範囲	中部管区警察局及び中部管区内の各警察において叙勲上申基準に該当した者(平成30年以降)	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一
個人情報ファイルの名称	秋の叙勲・危険業務従事者叙勲ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局総務監察・広域調整部監察課
個人情報ファイルの利用目的	叙勲上申事務に関し、被上申者の資格審査のために利用する。
記録項目	1氏名、2本籍、3住所、4性別、5年齢、6官職、7所属、8 部署
記録範囲	中部管区警察局及び中部管区内の各警察において叙勲上申基準 に該当した者(平成29年まで)
記録情報の収集方法	申請書
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一
個人情報ファイルの名称	秋の叙勲・危険業務従事者叙勲ファイル
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局総務監察・広域調整部監察課
個人情報ファイルの利用目的	叙勲上申事務に関し、被上申者の資格審査のために利用する。
記録項目	1氏名、2本籍、3住所、4性別、5年齢、6官職、7所属、8 部署
記録範囲	中部管区警察局及び中部管区内の各警察において叙勲上申基準 に該当した者(平成30年以降)
記録情報の収集方法	申請書
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	身上記録ファイル(巡査部長)
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校教務部教務科
個人情報ファイルの利用目的	入校生の身上を把握し、今後の教育訓練や警察に関する学術研修 等に役立てるために利用する。
記録項目	1 学生番号、2 所属、3 氏名、4 階級、5 生年月日、6 本籍、7 住所、8 採用年月日、9 昇任状況、10最終学歴、11実務経歴、12 資格・特技、13研修経歴、14家族状況、15趣味・嗜好
記録範囲	巡査部長任用科生として中部管区警察学校に入校した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	平成28年度以降、記録項目の「6本籍」は削除

	「旧八月報ノブイル海
個人情報ファイルの名称	成績ファイル(巡査部長)
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校教務部教務科
個人情報ファイルの利用目的	各県警察本部教養担当課等からの成績等の照会に応じるために 利用する。
記録項目	1 研修名、2 学生番号、3 県名、4 階級、5 氏名、6 総合成績、7 区分別成績、8 賞・役員・各種検定、9 欠講状況、10筆記試験、11書類作成、12研究発表、13総合評価
記録範囲	巡査部長任用科生として中部管区警察学校に入校し、試験を受け た者
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果等
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	入校者が所属する県警察本部教養担当課等
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	身上記録ファイル(警部補)
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校教務部教務科
個人情報ファイルの利用目的	入校生の身上を把握し、今後の教育訓練や警察に関する学術研修 等に役立てるために利用する。
記録項目	1 学生番号、2 所属、3 氏名、4 階級、5 生年月日、6 本籍、7 住所、8 採用年月日、9 昇任状況、10最終学歴、11実務経歴、12 資格・特技、13研修経歴、14家族状況、15趣味・嗜好
記録範囲	警部補任用科生として中部管区警察学校に入校した者
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 図法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	平成28年度以降、記録項目の「6本籍」は削除

	「旧八月秋ノブイル海
個人情報ファイルの名称	成績ファイル(警部補)
行政機関等の名称	警察庁
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校教務部教務科
個人情報ファイルの利用目的	各県警察本部教養担当課等からの成績等の照会に応じるために 利用する。
記録項目	1 研修名、2 学生番号、3 県名、4 階級、5 氏名、6 総合成績、7 区分別成績、8 賞・役員・各種検定、9 欠講状況、10筆記試験、11書類作成、12研究発表、13総合評価
記録範囲	警部補任用科生として中部管区警察学校に入校し、試験を受けた 者
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果等
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	入校者が所属する県警察本部教養担当課等
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	逮捕術技能検定合格者ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校指導部警務術科教官室	
個人情報ファイルの利用目的	逮捕術の検定・級位の取得状況を明らかにするために利用する。	
記録項目	1 県名、2 氏名、3 階級、4 級位、5 期生、6 合格証交付年月日	
記録範囲	中部管区警察学校において逮捕術技能検定を受け、合格した者	
記録情報の収集方法	逮捕術技能検定の実施結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	体力検定ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中部管区警察局中部管区警察学校指導部警務術科教官室	
個人情報ファイルの利用目的	体力検定の検定・級位の取得状況を明らかにするために利用する。	
記録項目	1県名、2階級、3氏名、4年齢、5記録、6級位	
記録範囲	中部管区警察学校において体力検定を受けた者(平成10年度から 平成13年度まで)	
記録情報の収集方法	体力検定の実施結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)中部管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
名称及び所在地	(所在地) 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(旧八月報ノブイル海	
個人情報ファイルの名称	表彰ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	近畿管区警察局総務監察部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受賞者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1番号、2表彰年月日、3府県、4受賞部署(者)(所属、階級、 氏名、年齢等)、5功績への概要、6副賞	
記録範囲	表彰受賞者	
記録情報の収集方法	申請書及び表彰結果連絡	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)近畿管区警察局総務監察部警務課 (所在地)〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-41	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	学籍ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	近畿管区警察局近畿管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	学生のクラス編制及び近畿管区警察学校に入校(在籍)したこと を証明するために利用する。	
記録項目	1氏名、2階級、3所属、4生年月 状態、8家族状況	日、5住所、6経歴、7健康
記録範囲	近畿管区警察学校に入校した者	
記録情報の収集方法	本人が作成する入校書類	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 近畿管区警察局総務監察部	『警務課
	(所在地)〒540-0008 大阪市中央区	区大手前3-1-41
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別		育60条第2項第2号 ニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個人情報と)「ルタ	
個人情報ファイルの名称	成績ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	近畿管区警察局近畿管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	学業成績優秀者表彰や各府県警察本部教養担当課等からの成績 に対する照会に応じるために利用する。	
記録項目	1氏名、2教科別点数、3学業順位	
記録範囲	近畿管区警察学校に入校し、試験を受けた者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	近畿管区警察学校に入校した学生の所属する都道府県警察等の 教養担当部署	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 近畿管区警察局総務監察部警務課	
	(所在地) 〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-41	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	局長表彰(功績章)記録ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受章者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1表彰種別(副賞)、2受章年月日、3所属、4官職氏名、5功 労概要	
記録範囲	中国四国管区警察局長名 (平成30年度までの中国管区警察局長名 を含む) での功績章受章者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地)〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	局長表彰(賞誉)記録ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受賞者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1表彰種別(副賞)、2受賞年月日、3所属、4官職氏名、5功 労概要	
記録範囲	中国四国管区警察局長名 (平成30年度までの中国管区警察局長名 を含む) での賞誉受賞者	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地)〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	(個八旧報ン)」が持	
個人情報ファイルの名称	生存者叙勲記録ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受章者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1氏名、2年齢、3勲等、4階級等	
記録範囲	中国四国管区警察局の管轄区域(平成30年度までは、当時の中国 管区警察局の管轄区域に限る)の生存者叙勲受章者(平成30年10 月まで)	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 (所在地)〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

	一	
個人情報ファイルの名称	生存者叙勲記録ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部監察課	
個人情報ファイルの利用目的	受賞者を登録し、表彰歴を確認するために利用する。	
記録項目	1氏名、2年齢、3勲等、4階級等	
記録範囲	中国四国管区警察局の管轄区域の生存者叙勲受章者 (平成30年11 月以降)	
記録情報の収集方法	申請書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 (所在地)〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	-	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 警察庁長官官房総務課 (所在地) 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

		(旧八用報ノブイル海
個人情報ファイルの名称	学籍ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局中国四国	管区警察学校教務部教務科
個人情報ファイルの利用目的	及び四国管区警察学校並びに 警察支局警察学校を含む)に ために利用する。	成30年度までの中国管区警察学校 令和元年度(平成31年度)の四国 入校(在籍)したことを証明する ないらの成績に対する照会に応じる
記録項目		別、3入校(卒業)年月日、4学 所属名、7階級、8氏名、9生年 績、12係名
記録範囲	中国四国管区警察学校(平成30年度までの中国管区警察学校及び 四国管区警察学校並びに令和元年度(平成31年度)の四国警察支 局警察学校を含む)に入校した者	
記録情報の収集方法	1 所属から提出された入校手続関係書類 2 本人が受験した試験結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	入校者が所属する県警察本部	教養担当課等
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 中国四国管区警察局 (所在地) 〒730-0012 広島県	局総務監察・広域調整部警務課 県広島市中区上八丁堀6-30
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	口法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当する ファイル 口有 口無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	令和2年度以降、記録項目の「12係名」は削除。

	(四八旧代フノール海	
個人情報ファイルの名称	術科技能検定合格証書交付ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	中国四国管区警察局中国四国管区警察学校指導部警務術科教官室	
個人情報ファイルの利用目的	術科の検定・級位の取得状況を明らかにするために利用する。	
記録項目	1合格級位、2証書番号、3所属(県名)、4階級、5氏名、6 生年月日、7合格年月日、8(証書)交付年月日、9検定年月日、10入校科別	
記録範囲	中国四国管区警察学校(平成30年度までの中国管区警察学校及び 四国管区警察学校並びに令和元年度(平成31年度)の四国警察支 局警察学校を含む)において術科技能検定を受け、合格した者	
記録情報の収集方法	術科技能検定の実施結果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地) 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	令和2年度以降、記録項目の「9検定年月日」及び「10入校科 別」は削除。

個人情報ファイルの名称	入校生資料ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	九州管区警察局九州管区警察学校指導部学生科	
個人情報ファイルの利用目的	九州管区警察学校に入校(在籍)したことを証明するために利用する。	
記録項目	1 都道府県等、2 所属、3 職名、4 氏名、5 連絡先、6 生年月日、7 階級、8 最終学歴、9 部門別経験年数等、10教養経歴、11術科段級位、12特技、13趣味、14飲酒の有無・程度等、15喫煙の有無、16家族、17住所、18非常時の連絡先、19備考(家族の事情等)、20略歴、21入校履歴、22術科、23採用・昇任年月日、24係別経歴、25入校宣誓、26専攻、27固有番号	
記録範囲	九州管区警察学校に入校した者	
記録情報の収集方法	所属から提出された入校手続関係書類	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)九州管区警察局総務監察・広域調整部警務課 (所在地)〒812-8573 福岡県福岡市博多区東公園7-7	
	(四江地) 012-03/3	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	
備考	令和3年度以降、記録項目の「1都道府県等」、「3職名」、「9部門別経験年数等」、「10教養経歴」、「11術科段級位」、「12特技」、「13趣味」、「14飲酒の有無・程度等」、「15喫煙の有無」、「16家族」、「18非常時の連絡先」及び「19備考(家族の事情等)」を追加し、「20略歴」、「21入校履歴」、「22術科」、「23採用・昇任年月日」、「24係別経歴」、「25入校宣誓」、「26専攻」及び「27固有番号」は削除。

個人情報ファイルの名称	成績ファイル	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	九州管区警察局九州管区警察学校教務部教務科	
個人情報ファイルの利用目的	各県警察本部教養課等からの成績に対する照会に応じるために 利用する。	
記録項目	1 成績順位、2 成績総合計、 氏名、7 教養測定結果	3 固有番号、4 県名、5 階級、6
記録範囲	九州管区警察学校に入校し、教養測定を受けた者	
記録情報の収集方法	本人が受験した試験結果等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	入校生が所属する県警察本部教養担当課等	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	 (名 称) 九州管区警察局総務 	務監察・広域調整部警務課
	(所在地)〒812-8573 福岡県福岡市博多区東公園7-7	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	

個人情報ファイルの名称	(個人情報) ディル海 (個人情報)	
個人情報クティルの名称	術科技能検定ファイル 	
行政機関等の名称	警察庁	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	九州管区警察局九州管区警察学校指導部警務術科教官室	
個人情報ファイルの利用目的	術科の検定・級位の取得状況を明らかにするために利用する。	
記録項目	1 県名、2 所属、3 階級、4 氏名、5 検定種目、6 検定結果、 7 採点結果、8 合格証書発給番号	
記録範囲	九州管区警察学校において術科技能検定を受け、合格した者	
記録情報の収集方法	術科技能検定の実施結果	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)九州管区警察局総務監察・広域調整部警務課	
	(所在地)〒812-8573 福岡県福岡市博多区東公園7-7	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☑法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当する (マニュアル処理ファイル)	
	ファイル 口有 口無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
備考	